

京丹波町告示第52号

京丹波町工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、京丹波町が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者（以下「請負者」という。）の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が130万円を超える請負工事について行うものとする。

ただし、小修繕工事などで、町長が、必要ないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、検査員並びに統括監督員及び主任監督員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の採点は、様式第1号「工事成績採点表」により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は様式第2号によるものとする。

4 評定結果は様式第3号「工事成績評定表」に記録するものとする。

(評定表等の提出)

第5条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表等を町長に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第6条 町長は、評定者から評定表等の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、評定の結果を様式第4号及び5号により通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 町長は、評定の結果を通知した後、瑕疵が判明した場合等で評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条又は第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日（「休日」を含む。）以内に、書面により、町長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 町長は、前項による説明を求められたときは、様式第6号により回答するものとする。

（再説明請求等）

第9条 第8条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して7日（「休日」を含む。）以内に、書面により、町長に対して、再説明を求めることができる。

2 町長は、前項による再説明を求められたときは、様式第7号により回答するものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。